南小学校区・日進中学校区 学区見直し調査結果報告書

(令和3年度)

令和4年3月

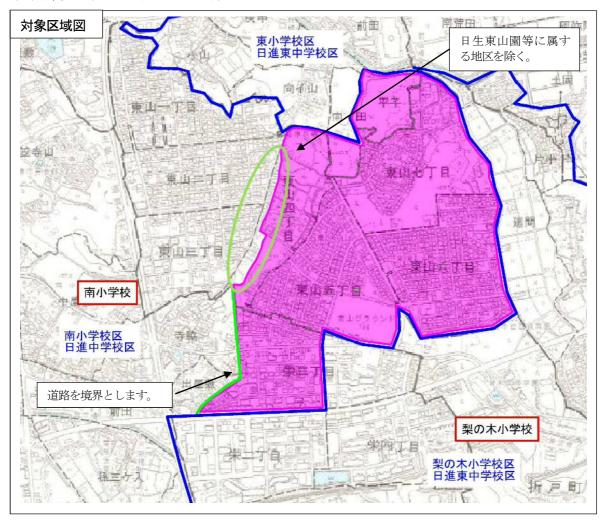
日進市学区検討部会

学区見直し案~調査結果~

1 学区変更対象地区

次の地区を南小学校区・日進中学校区から梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- (1) 東山四丁目から東山七丁目まで(東山四丁目の一部を除く。)
- (2) 栄三丁目
- (3) 藤枝町平子及び向イ田の一部



2 変更時期

令和6年4月1日から

3 経過措置

(1) 小学校

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。また、小学校5・6年生となる児童が経過措置を取った場合に、その弟妹も兄姉が卒業するまで、南小学校に通学することができる。

(2) 中学校

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

調査結果に至る経緯

1 日進市学区検討部会での主な実施内容

- (1) 日進市学区検討部会の実施
 - ア 第1回日進市学区検討部会

令和3年10月29日(金)

- 議題 ①学区検討部会の役割と進め方について
 - ②日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針及び市内学区児 童生徒推計について
 - ③今後の検討課題について
- イ 第2回日進市学区検討部会

令和3年12月22日(水)

- 議題 ① 南小学校区学区見直しアンケートの結果について
 - ② 学区見直し案について
- ウ 第3回日進市学区検討部会

令和4年3月11日(金)

- 議題 ①南小学校区学区見直し案説明会について
 - ②南小学校学区・日進中学校区学区見直し調査結果報告書について

(以下「日進市学区検討部会」を「検討部会」という。)

(2) 南小学校区学区見直しアンケートの実施

学区見直しが想定される地域にお住いの世帯を対象に、次のとおりアンケートを実施 し、223世帯(回答率57.3%)から回答を得た。

- ア 調査期間 令和3年11月16日から令和3年12月5日まで
- イ 調査対象 学区見直しを検討する地域

(東山四〜七丁目、栄三丁目、藤枝町平子及び向イ田の一部) 学区見直しの対象となる可能性がある地域

(東山一~三丁目、折戸町寺脇の一部、折戸町出屋敷)

(3) 学区見直し案説明会の開催

第2回検討部会での検討を経てとりまとめた学区見直し案について、(2)で実施したアンケートの対象世帯に周知し、次のとおり説明会を実施した。

ア 開催日 令和4年2月25日(金)

令和4年2月26日(土)

イ 内 容 これまでの経緯と今後の予定について

学区見直し案の説明

アンケートの結果について

2 具体的な検討内容

(1) 第1回検討部会での検討内容

検討部会と日進市立小中学校の適正規模等検討委員会(以下「検討委員会」という。)の 役割及び、検討委員会における審議の結果について確認した。

審議結果の内容は、日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について、市内学区児童生徒推計資料の令和12年度までの児童生徒数の推移から、南小学校については、現在及び推計において「大規模」であり、35人学級への対応により必要教室数が増え、教室数に余裕が少ない状況が長期間続く見込みであることから、学区見直しにより適正化を図る必要があることである。

今後の検討課題について、次のことを確認した。

- ・学区見直しの変更先としては、隣接する小学校のうち施設規模に余裕がある梨の木小学校となること、学区見直しの対象となる地域は、梨の木小学校に隣接する地域で、登下校の安全性を考慮し、県道瀬戸大府東海線の東側の地域が想定されること
- ・対象地区を考える際には梨の木小学校の受け入れ規模を考慮すること
- ・南小学校の学区見直しに伴い、進学先である日進中学校の学区見直しについても合わせ て検討すること
- ・南小学校の今後の児童数及び必要教室数の推移から、なるべく早期に学区見直しを実施する必要があるが、通学区域を変更するまでに必要な準備期間を考慮すると、令和6年度の実施が最短のスケジュールであること

(2) 南小学校区学区見直しアンケート結果

第1回検討部会において、関係者に学区見直しについてお知らせし、意見を聴いたうえで検討した方がよいという意見があったことを踏まえ、学区見直しが想定される地域にお住いの世帯を対象に、アンケートを実施した。

対象地区やその境界については、対象地域の方からは比較的肯定的な意見が寄せられたが、通学距離や通学路の安全性、自治会や子ども会のまとまりへの配慮を求める意見が寄せられた。

学区見直しに際して懸念されることについては、次のようなご意見があった。

- ・途中で学校を変わること、新しい学校での人間関係への不安
- ・高学年や最終学年で学校を変わること
- ・兄弟姉妹で別々の学校に通学すること
- ・通学の安全性や通学距離に関すること

※アンケート結果の詳細については、別紙1を参照

(3) 第2回検討部会での検討内容

第1回検討部会での検討内容、アンケートで寄せられた意見並びに児童生徒数及び教室数のシミュレーション(*)を踏まえ、次の2つの学区見直し案について検討した。

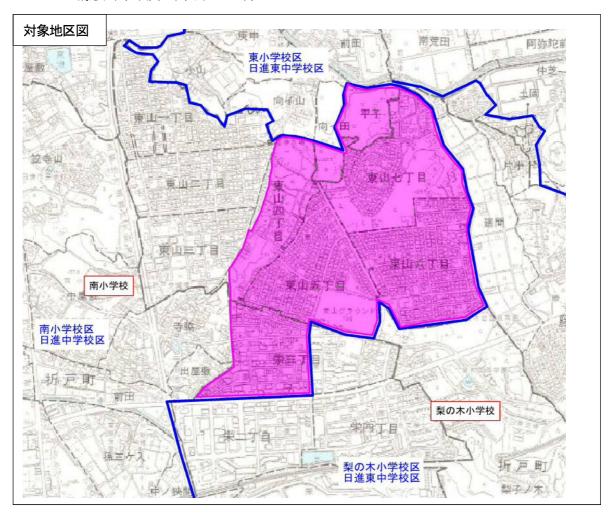
(*) 住民基本台帳上の各学年の児童生徒数に、私立小中学校への通学率及び学区毎の入学時の人口増加率を加味して算出したもの

ア 変更対象地区について

(ア) 学区変更案1

南小学校区・日進中学校区のうち次の地区を梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- a 東山四丁目から東山七丁目まで (ただし、東山四丁目のうち日生東山園に含まれる地区については除外する。)
- b 栄三丁目
- c 藤枝町平子及び向イ田の一部



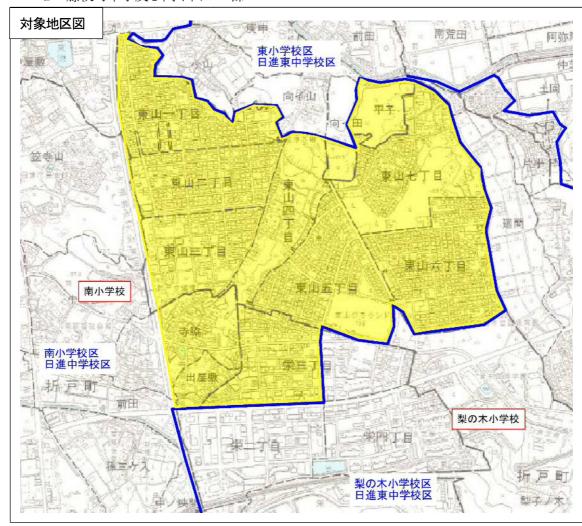
児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 () は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
南小学校	32 (▲1)	28 (3)	32 (▲1)	28 (3)	32 (▲1)	27 (4)
梨の木小学校	20 (7)	25 (2)	19 (8)	25 (2)	18 (9)	24 (3)
日進中学校	21 (4)	19 (6)	21 (4)	19 (6)	20 (5)	19 (6)
日進東中学校	20 (4)	21 (3)	20 (4)	21 (3)	20 (4)	22 (2)

(イ) 学区変更案2

南小学校区・日進中学校区のうち次の地区を梨の木小学校区・日進東中学校区に変更する。

- a 東山一丁目から東山七丁目まで
- b 栄三丁目
- c 折戸町出屋敷及び寺脇のうち県道瀬戸大府東海線以東の地区
- d 藤枝町平子及び向イ田の一部



児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 () は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
南小学校	32 (▲1)	24 (7)	32 (▲1)	23 (8)	32 (▲1)	23 (8)
梨の木小学校	20 (7)	30 (▲3)	19 (8)	29 (▲2)	18 (9)	28 (▲1)
日進中学校	21 (4)	16 (9)	21 (4)	16 (9)	20 (5)	16 (9)
日進東中学校	20 (4)	23 (1)	20 (4)	24 (0)	20 (4)	24 (0)

◆各学区変更案において、対象地区とした理由及び懸念事項については次のとおりである。

	学区変更案1	学区変更案2
当該地区を対	・梨の木小学校の受け入れ規模を考慮 し、梨の木小学校に隣接する地区を対象とするため ・東山については、日東東山及び平子台の自治会のまとまりを考慮するため ・栄三丁目については、一部の地域が梨	・東山区を一体的に変更した方がよいという意見があったため ・対象範囲を広くすることで、一緒に学校を変わる児童生徒が増え、学校を変わるこどもの不安を軽減できるため ・南小学校の学級数が23程度となり、
象とする理由	の木小学校区であるため ・南小学校の学級数が27程度となり、 大規模の状態を緩和できるため	大規模の状態を解消できるため ・県道瀬戸大府東海線を境界とすること により、交通量が多い道路を横断する 必要がないため ・境界の判断が明確であるため
懸念事項	・東山区の学区が2つに分かれてしまうこと ・自治会や子ども会など地域コミュニティのまとまりを考慮することにより、東山四丁目の西側の境界が、道路や字地番などの明確な判断基準がないこと	・梨の木小学校の学級数が令和6年度に3 0程度となり、利用可能教室数を超える こと ・日進東中学校の教室数が不足する可能性 があること ・変更対象児童が1学年50人程度で、各 学年1~2クラス増えるため、梨の木小 学校の学校運営に与える影響が大きい こと ・県道瀬戸大府東海線に近いエリアは、南 小学校への通学距離に比べ、梨の木小学 校への通学距離が遠くなること(ただ し、適正配置の観点から、通学距離が3 km以内は適正となっている。)

◆各学区変更案を比較後の対象地区についての考え方

学区変更案1は、学校規模を平準化し、南小学校の大規模の状態を緩和できるが、学区変更案2は、梨の木小学校の施設規模を超えて大規模化し、学区見直しにより学習環境を平準化する目的に反してしまうため、この対象範囲で学区見直しを実施することは難しいと考える。

イ 変更時期について

南小学校の学校規模の適正化に早期に対応する必要があること、また、学区変更が決定されてから、学区外申請・許可手続、学級編成、教員配置その他学区変更に向けての準備に一定期間が必要となるため、令和6年度が適当である。

ウ 経過措置について

学区見直しを行った時点で、対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学することが 原則であるが、アンケートでのご意見を踏まえ、次のとおり提案する。

なお、南小学校の学区見直しにより、対象地区から進学する中学校は、日進中学校から 日進東中学校に変更となる。

【中学校区についての考え方】

- ・梨の木小学校区は日進東中学校区であるため、南小学校から梨の木小学校に学区変更する児童の進学先のみ日進中学校とすると、梨の木小学校からの進学先が2校に分かれてしまう。
- ・梨の木小学校からの進学先を日進東中学校の1校とすることで、少数で日進中学校に 進学することを避けることができる。

(ア) 小学校について

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで南小学校に通学することができる。

【提案理由】

- ・小学校高学年で実施する野外活動や修学旅行での友人関係の影響を考慮して欲しいという意見や5・6年生は変更後の学校で過ごす期間が短くなることを考慮し、
- 5・6年生は従来校で卒業できるようにするため

【懸念事項】

- ・小学校5・6年生の児童に小学生の弟妹がいる場合に、経過措置を選択することにより兄弟姉妹で学校が分かれてしまうこと
- ・令和6年度に小学校5・6年生で南小学校への通学を選択した児童は、中学校進学のタイミングで、少人数で南小学校から日進東中学校に進学すること

(イ) 中学校について

令和6年度に中学校2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。(中学校1年生は中学校入学時に日進東中学校に進学する。)

【提案理由】

- ・中学校入学後に学校を変わらずに卒業できる選択肢を設けるため
- ・学区見直し対象地区に既に日進東中学校への通学路が設定されているため。

【懸念事項】

- ・中学校2・3年生の生徒が経過措置を選択し、中学校1年生の弟妹がいる場合は、兄弟姉妹で学校が分かれてしまうこと
- ・令和6年度に小学校5・6年生で南小学校を選択した児童及び令和6年度に中学校に 進学する生徒は、少人数で南小学校から日進東中学校に進学すること

エ 学区見直し案に対する意見・質問と見解

①案2の範囲で学区見直しをした場合、梨の木小学校が南小学校のように大規模化するが、検討する意味は何か。

アンケートで東山区を一体で変更した方がよいという意見や、通学の安全性の面から交通量の多い県道瀬戸大府東海線の横断を避けた方がよいという意見があったことを受け検討した。自治会や子ども会など地域でのつながりの状況や対象地区のまとまり、変更先の小中学校の受け入れ規模から、2つの案を提案した。

②案1で東山区の学区が2つに分かれることについてはどうか。

東山区は3つの自治会で構成されており、日生東山園と日東東山は各自治会に子ども会があり、平子台は子ども会がない。各自治会の横のつながりはあるが、子ども会も含めたあらゆる活動が自治会ごとに行われているため、自治会で区切るのは問題ないと思われる。

③経過措置について、先行して進めている北小学校区・日進中学校区での状況は どうか。

経過措置の意向確認は来年度実施する予定となっており、対象者がどのような 選択をするか現時点では分からない。平成29年に東小学校から梨の木小学校に 通学区域を変更した際には、小学校6年生に経過措置を設けたが、その際には、 小学校6年生は全員東小学校に残り、その弟妹は同じ学年の他の児童と一緒に全 員梨の木小学校に変わる選択をした。

④北小学校区・日進中学校区の経過措置では、令和5年度に小学校5・6年生になる児童に加えて、その弟妹についても兄姉が卒業するまで北小学校に通学できるとなっている。今回の南小学校区については、経過措置を選択した小学校5・6年生の弟妹については、経過措置の対象となっていないがよいのか。

北小学校区・日進中学校区の学区見直しの周知の過程で、弟妹が経過措置を取ることで、対象外の他の児童生徒と転校する時期が分かれ、同じ学年で一緒に学校を変わる児童生が少人数になり、子ども達にとって学校を変わる負担が大きくなると判断し、南小学校区では弟妹の経過措置を見直した。

(4) 学区見直し案説明会について

第2回検討部会での検討を踏まえ、アンケートの対象世帯に別紙2のとおり学区見直し 案について周知し、説明会を行った。

説明会は2日間実施し、変更対象地区についてなど学区見直し案を説明した。学区見直し案の内容については、おおむね認められたものの、通学路の安全対策や学区見直しが実施された後の学校生活について、児童生徒や保護者への配慮を求める意見が寄せられた。

主なご意見としては次のとおりである。

- ・南小学校出身者に配慮したクラス編成のこと
- ・通学路の安全性確保に関すること
- ・児童クラブ等の入所に関すること
- ・持ち物の買換えに関すること
- ・PTA役員経験者への配慮について
- ※説明会で出た意見については、別紙3を参照

(5) 第3回検討部会での検討内容

ア 対象地区について

説明会を通じて、学区変更対象 地区について、対象地区から除外 する日生東山園に属する地区について、該当地区が違うという指摘 があったため、自治会等に日生東 山園の該当地区を改めて確認した。また、その南側の東山三丁目 に隣接する地区についても、東山 五丁目や栄三丁目から離れた地区であることや梨の木小学校への通 学路の安全性を考慮して学区変更 対象外とした方がよいという意見 があった。

以上のことから、東山四丁目の うち右の地区について学区変更対 象外とすることとした。



イ 経過措置について

小学校の経過措置において、小学校5・6年生の弟妹の経過措置を設けていないことについて再度検討を行った。委員からは、弟妹の経過措置を設けることで、同じ学年の他の児童と転校する時期が分かれ、少数で学校を変わる児童の負担が大きくなるため、設けない方がよいという意見もあったが、先行して進めている西小学校区及び北小学校区の学区見直しでは弟妹の経過措置を設けていること、また、選択肢を設け保護者が自己決定できるようにした方がよいという考えから、次のように経過措置を変更することとした。

令和6年度に小学校5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業 まで南小学校に通学することができる。また、小学校5・6年生となる児童が経過措置 を取った場合に、その弟妹も兄姉が卒業するまで、南小学校に通学することができる。

ウ 学区見直し案全般について

学区見直し案についての検討を行う中で、学校を変わることや通学路に対する不安や懸念事項が多く寄せられ、具体的な説明を求める意見があったため、今後、変更後の学校の見学会や、具体的な説明の場を設け、児童生徒や保護者の不安解消に努めることとした。